

本案は、公図管理システムの導入に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、公図管理システムの導入により、一般市民は自宅のパソコンなどで閲覧できるのか、また、手数料はどういう形で徴収されるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市役所内のパソコンでの閲覧を想定している。市民課窓口に閲覧申請し、手数料を納めていただくことになるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、統合型GIS整備事業の一環としてシステム構築をしているので、現況図とタイアップした図面なども閲覧可能かとの質疑がなされ、税務課長からは、地図上の部分と参考図が一体となつての閲覧はできない。あくまでも参考図での閲覧になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第36号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第1、議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は、総務委員長報告のと

おり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

（鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇）

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 おはようございます。

令和7年6月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件及び請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第37号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合において、給水装置工事の円滑な実施を可能にするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 長井市下水道条例の一部

を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合において、排水設備等の工事の円滑な実施を可能にするため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、市外の業者を指定する改正になるのか、また、ほかの自治体も同様に改正を行うのかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、本市の排水設備工事の指定については、山形県内に営業所があれば市外の業者であっても指定することが可能である。市が指定する業者以外でも、他自治体で指定を受けていれば、災害その他非常の場合は工事を行うことができるとする今回の改正は、国土交通省によって示される標準下水道条例の改正に基づくものであり、ほとんどの自治体で同様の改正を行うものと認識しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 白川右岸区域の洪水対策を求める意見書提出について申し上げます。

本請願は、白川右岸洪水対策検討会会長、塚田正博氏及び豊田地区地区長連合会会長、目黒聡治氏から提出があったものです。

趣旨とするところは、令和4年8月豪雨による甚大な被害状況を受け、白川土地改良区が管理する施設の見直し及び改修に取り組み、白川土地改良区管理水路等の災害対応を進めること及び集落内排水の影響が出ないよう対策を講じることを求めるとともに、白川土地改良区による国や県の補助事業活用に際し、山形県に特段の配慮を求める内容の意見書を提出していただきたいとするものです。

質疑に入り、委員からは、意見書の提出先が妥当なのか、まだ判断がつかない。要望事項である避難所への経路の安全を図ることはもう少し協議する必要があるので、継続して審査すべきとの継続審査申出の動議が提出され、採決の

結果、賛成少数により継続審査としないことに決定いたしました。

討論に入り、委員からは、地区住民の生活、財産や命が脅かされる現状であり、令和6年7月豪雨でも同様の状況が発生している。農業用排水路等の改修や改善について意見を述べることに疑義は生じないと考える。また、全国土地改良事業連合会のホームページは、良好な農業環境の維持保全にも寄与しているとされ、公共組合として、土地改良区が地方公共団体並みの性格を有している団体と示されている。市民の窮状を伝えるため、意見書提出を求める本請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対してご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第37号から日程第5、請願第2号までの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第37号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第38号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第39号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第2号 白川右岸区域の洪水対策を求める意見書提出についての1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。

産業・建設委員長報告のとおりに決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○内谷邦彦議長 起立多数であります。

よって、請願第2号は、産業・建設委員長の報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美予算特別委員長。

(金子豊美予算特別委員長登壇)

○金子豊美予算特別委員長 令和7年6月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第40号 令和7年度長井市一般会計補正予算第2号の令和7年度補正予算案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、6月24日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましても、議長を除く全員で構成する委員会でもありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第40号 令和7年度長井市一般会計補正予算第2号の1件につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第40号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。